

2. 国際人権章典における障害者の居住選択権

(1) 国際人権章典

国連は周知の通り、1948年に世界人権宣言を総会で決議し、1966年に「国際人権規約」（「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約〔社会権規約〕」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約〔自由権規約〕」）を採択している。両者は、しばしば「国際人権章典」と呼ばれ、現在においても基本的かつ包括的な人権法規となっている。

世界人権宣言は、第1条において「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と定め、第2条で人種や性・宗教などによる差別を排除しているが、ここに「障害」は明示されていない。この傾向は国際人権規約でも踏襲され、無差別・平等の規定（社会権規約第2条、自由権規約第2条）における差別事由にも「障害」は明記されていない。このように、国際人権章典において「障害」に基づく差別は等閑視された⁴わけだが、その理由について、川島・東（2008）は「保護や福祉、治療、保安、更生の対象として障害者をみなすことを当然とする障害者観が、国際人権法（学）にも投影されてきた」と説明し、東（2008）は基本的には個人の能力と無関係な属性〔人種、性、言語など〕による差別が問題とされ、「障害」に基づく「異なる取り扱い」は「正常な能力を有していないがために発生するもの」であるため問題になりえなかった（ものと思われる）と指摘している。

他方、居住選択の問題は、国際人権規約の自由権規約第12条において、以下の通り規定されている。

1 合法的にいずれかの国の領域内にいるすべての者は、当該領域内において、移動の自由及び居住の自由についての権利を有する。

3 1及び2の権利は、いかなる制限も受けない。ただし、その制限が、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この規約において認められる他の権利と両立するものである場合は、この限りでない⁵。

この条文の解釈について、例えば阿部（1996）は「居住の自由は、締約国に住居の提供までを求めるものではないが、締約国に、少なくとも適切な居所を選択できるような環境を整える義務を負う」と述べている。

⁴ 社会権規約委員会の一般的意見第5（1994年）において「規約の中に明示的な障害関係の規定がないことは、黙示的なもののみによるというよりは、四半世紀以上前の規約の起草時、この問題に明示的に言及する重要性を欠いていたことによるといえる。」と書かれている。

⁵ 条文は外務省のウェブサイトから引用した。

なお、居住権については、国際人権章典において「衣食住」という形で明記されている。世界人権宣言の衣食住等に関する部分は以下の通りである（第 25 条）。

すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する⁶。

また、国際人権規約は衣食住等について以下のように規定している（社会権規約第 11 条 1：上段は政府訳、下段は英語正文⁷）

この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。

The States Parties to the present Covenant recognize the right of everyone to an adequate standard of living for himself and his family, including adequate food, clothing and housing, and to the continuous improvement of living conditions.

政府訳は、「adequate」を「相当な」と訳しているが、国際法上の用語の観点、あるいは後述の「一般的意見第 4」等を踏まえれば、「十分な」ないし「適切な」という訳語が適当であるといわれている（上柳 1996：72、申 1996、阿部 2006）。ちなみに、世界人権宣言では、「a standard of living adequate」が「十分な生活水準」と訳され、後述する「居住問題解決のための世界行動計画」では「Adequate Shelter」が「適切な住居」と訳されている（国土庁長官官房参事官室 1998）。また、中国語正文をみると、「適當」となっている（UN [国連] ウェブページ）。

なお、本条の政府訳は、「相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準」（下線筆者）と、生活水準の内容を衣食住に限定したような表現となっているが、正文は「including」であり、衣食住に限定されるものではないということも指摘されている（上柳 1996：72）⁸。

（2）「自由権規約委員会」の一般的意見

国際人権規約は、採択から 10 年後の 1976 年に発効した。

自由権規約については、同規約の第 28 条により設置された「人権委員会」（以下、

⁶ 条文は外務省のウェブサイトから引用した。

⁷ 政府訳は外務省のウェブサイトから、英語正文は OHCHR（国連人権高等弁務官事務所）のウェブページから引用した。

⁸ ちなみに、中国語正文では「包括」となっている（UN ウェブページ）。

自由権規約委員会)⁹が一貫して国際的実施、すなわち締約国からの報告の審議等を担ってきた。自由権規約委員会は、締約国における人権の促進を図るべく、報告審議全般をふまえた「一般的意見 (general comments)」を採択し公表している。この「一般的意見」は、「法的には、規約の有権的解釈たる地位を正式に認められているわけではないが、規約の国際的実施を担当する委員会が多くの報告審議に基づいてコンセンサスで採択した文書として相当の権威をもつ」とされている(申 1996)。

ここでは、「居住(選択)の自由」に関する一般的意見第 27「移動の自由」(1999 年)を取りあげる。冒頭、「移動の自由は人の自由な発展にとって不可欠の条件」であることが確認され、第 4 パラグラフで「国の領域内に合法的にいるすべての者は、その領域内において、自由に移動し居住地を選択する権利を有する」と明記されている。住居を選択する自由については第 4~7 パラグラフにて議論されているが、具体的な問題としては外国人の権利や女性の権利が例示されているものの、障害者に関する表記は皆無である。なお第 12 条 3 項の例外規定に関する具体例(条件に適合する例)は「国の安全を理由とする軍事区域への立入制限、あるいは先住民または少数民族の居住区への移住の自由に対する制限」があがっている¹⁰。

(3) 「社会権規約委員会」の一般的意見

社会権規約に関して、締約国からの報告を審議する機関は、当初は経済社会理事会であったが、1987 年より「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会(社会権規約委員会)」で行われている。社会権規約委員会は、報告審議の実質化に大きな努力を払い、詳細な報告作成ガイドラインや締約国の報告審議全般をふまえた「一般的意見」を採択している(申 1996)。

ここでは、障害者の居住権に関連する一般的意見第 4「十分な(適切な)住居に対する権利」と一般的意見第 5「障害をもった人」を取りあげたい。

一般的意見第 4「十分な住居に対する権利 (The right to adequate housing)¹¹」(1991 年)は、社会権規約第 11 条 1 項のうち住居に対する権利を対象としたものである。第 1 パラグラフにおいて「十分な住居に対する人権は、すべての経済的、社会的及び文化的権利の享受にとって中心的重要性をもつ」ことが確認され、第 4 パラグラフでは「世界に 1 億人以上のホームレスがおり、10 億人以上の人が不十分な住居に住んでいる」という国連の推計が紹介されている。第 7、第 8 パラグラフでは、「十分な住居」とは何か、検討が加えられている。第 7 パラグラフの内容を抜粋すると以下の通りである。

住居に対する権利は、例えば単に頭上に屋根があるだけの避難所に等しい、又は住居をもつばら物品とみなす、狭い又は制限的な意味で解釈されるべきではない。むしろ

⁹ 2006 年 6 月からは機能強化が図られ、「人権理事会」となっている。

¹⁰ 一般的意見第 27 の日本語訳は日本弁護士連合会のウェブサイトを参照した。

¹¹ 日本語訳は申(1998)を参照し、一部修正を加えた。英文は OHCHR のウェブページを参照した。

ろ、住居に対する権利は、安全、平和及び尊厳をもって、ある場所に住む権利とみなされるべきである。

(中略)

人間居住委員会及び 2000 年に向けての世界住居戦略がともに述べているように、「十分な住居とは……十分なプライバシー、十分なスペース、十分な安全、十分な照明及び換気、十分なインフラストラクチャー、仕事に関する十分な場所並びに基本的な設備が、すべて合理的な費用で得られるものを意味する」。

第 8 パラグラフでは、「十分な住居」の構成要素として、(a) 保有の法的安全、(b) サービス、物資、設備及びインフラストラクチャーの利用可能性、(c) 資金的な居住可能性、(d) 居住可能性(健康面)、(e) アクセス可能性、(f) 場所(立地条件)、(g) 文化的相当性の 7 点が例示されている。このうち(e)(f)(g)の記述(抜粋)は次の通りである。

(e) アクセス可能性 (accessibility)

十分な住居は、それに対する権利を有する者にとってアクセス可能でなければならない。不利な状況にあるグループは、十分な住居資源に対する十分かつ継続的なアクセスを与えられなければならない。従って、老人、子供、身体障害者(the physically disabled)、不治の病人、HIV 陽性の人、慢性の医療問題を有する人、精神病患者(persons with persistent medical problems)、自然災害の被害者、災害を受けやすい地域に住む人々及びその他のグループは、住居の領域である程度の優先的配慮を確保されるべきである。住居法及び政策はともに、これらのグループの特別の住居のニーズを十分に考慮に入れるべきである¹²。

(f) 立地条件 (location)

十分な住居は、雇用の選択肢、ヘルスケアサービス、学校、児童ケアセンター及びその他の社会設備へのアクセスを可能にする場所になければならない。

(g) 文化的相当性 (Cultural adequacy)

住居が建築される方法、用いられる建築資材及びそれらを支える政策は、文化的アイデンティティ及び住居の多様性の表現を適当なかたちで可能にするものでなければならない。

「アクセス可能性」において、限定的ではあるものの身体障害者と精神病者が「不利な状況にあるグループ」の例として盛り込まれている。また、立地条件と文化的相当性、さらには第 7 パラグラフでの「十分なプライバシー」を考慮すれば、入所施設(特に相部屋制)の存在は、「十分」とはいえない、つまり居住権を侵害する存在として浮かび上がる。

¹² 最後の一文は、渡辺のウェブサイト(「居住の権利」ホームページ)から引用した。

一般的意見第5「障害をもった人 (Persons with disabilities) ¹³」(1994年)は、社会権規約が障害者について明示的に言及していないことを認め(第5パラグラフ)、締約国に対し障害者の「完全参加と平等」を実現するための積極的な措置(反差別立法を含む)を求める内容となっている。

詳細には、第1パラグラフにおいて、「相対的に高い生活水準を有する国でも、障害をもった人は、規約で認められた経済的、社会的及び文化的権利の全範囲を享受する機会を否定されていることが非常に多い」という現状認識が示されている。また、第7パラグラフでは、国際社会の取り組みが列挙され、1993年に採択された「障害者の機会均等化に関する基準規則」は締約国の関連義務をより正確に認定するにあたって特に有用な参照ガイドラインとなるという主張が述べられている。第15パラグラフでは「障害に基づく差別」について、以下のような記述がある。

障害をもった人に対する法律上及び事実上の差別はともに長い歴史を有しており、さまざまな形態を取る。それらは、教育を受ける機会の否定のような非常に不快な差別から、身体的及び社会的障壁を課すことにより達成される分離及び孤立化のような、より「微妙な」形態の差別までにわたる。規約の目的上、「障害に基づく差別」とは、経済的、社会的及び文化的権利の承認、享受又は行使を無効にし又は害する効果を有する、障害に基づくあらゆる区別、排除、制限、特惠又は合理的な便宜¹⁴ (reasonable accommodation) の否定を含むと定義できる。排除、区別又は分離によるものに加え、無視、無知、偏見及び誤った推測によっても、障害をもった人は非常にしばしば、障害をもたない人と平等の基礎のもとにその経済的、社会的及び文化的権利を行使することを妨げられている。障害に基づく差別の効果は、教育、雇用、住居、輸送、文化生活並びに、公的場所及びサービスへのアクセスの分野では特に深刻である。

第19～38パラグラフでは、社会権規約の条文に照らして、障害者の人権について論じられている。男女同等の権利、労働関係の権利、社会保障、家族並びに母親及び子供の保護と続き、「第11条—十分な生活水準に対する権利」に関する記述は次の通りである(第33パラグラフ)。

障害をもった人が十分な食料、アクセス可能な住居及びその他の基本的な物質的ニーズに対するアクセスを有することを確保する必要性に加えて、「障害をもった人が、その日常生活において独立度を高め及びその権利を行使することを支援するため」利用できる「援助措置を含む支援サービス」を確保することも必要である。

(中略)

同様に、委員会がすでに一般的意見第4(第6会期, 1991年)で注記したように、十分な住居に対する権利は、アクセス可能な住居に対する障害をもった人の権利を

¹³ 日本語訳は主として申(1998)を、英文はOHCHRのウェブページを参照した。

¹⁴ 「障害者の権利条約」では、合理的な配慮と訳されている。

含む。

一般的意見第4、第5全体を概観すると、障害者の居住権について一定の記述はあるものの、施設入所に関する直接的な記述はみられない。

3. 国連の障害者政策

国連総会の決議で初めて障害者政策が現れるのは、1971年の「精神遅滞者（ママ）の権利に関する宣言」である。次いで、1975年に「障害者の権利に関する宣言」が採択され、以後は毎年のように障害者に関する決議が採択されている（表1）。

表1 国連総会によって採択された障害者に関する諸決議

1971年12月20日	決議 2856	精神遅滞者（ママ）の権利に関する宣言
1975年12月9日	決議 30/3447	障害者の権利に関する宣言
1976年12月13日	決議 31/82	障害者の権利に関する宣言の実施
1976年12月16日	決議 31/123	国際障害者年
1977年12月16日	決議 32/133	国際障害者年
1978年12月20日	決議 33/170	国際障害者年
1979年12月17日	決議 34/154	国際障害者年
1980年12月11日	決議 35/133	国際障害者年
1981年12月8日	決議 36/77	国際障害者年
1982年12月3日	決議 37/52	障害者に関する世界行動計画
	決議 37/53	障害者に関する世界行動計画の実施
1983年11月22日	決議 38/28	障害者に関する世界行動計画
1984年11月23日	決議 39/26	国連障害者の10年
1985年11月29日	決議 40/31	障害者に関する世界行動計画の実施と国連障害者の10年
1986年12月4日	決議 41/106	障害者に関する世界行動計画の実施と国連障害者の10年
1987年11月30日	決議 42/58	障害者に関する世界行動計画の実施と国連障害者の10年
1988年12月8日	決議 43/98	障害者に関する世界行動計画の実施と国連障害者の10年 付属文書：「国連障害者の10年」後半期のグローバルな活動と計画にとっての優先事項
1989年12月8日	決議 44/70	障害者に関する世界行動計画の実施と国連障害者の10年 付属文書：障害分野における人的資源開発に関するタリン行動ガイドライン
1990年12月14日	決議 45/91	障害者に関する世界行動計画の実施と国連障害者の10年
1991年12月16日	決議 46/96	障害者に関する世界行動計画の実施と国連障害者の10年
1992年12月14日	決議 47/3	国際障害者デー
1992年12月16日	決議 47/88	社会への障害をもつ人びとの完全統合に向けて：世界行動計画の継続

1993 年 12 月 20 日	決議 48/95	社会のあらゆる側面における障害をもつ人びとの積極的かつ完全なインクルージョンと、そこにおける国連の主導的役割
1993 年 12 月 20 日	決議 48/96	障害をもつ人びとの機会均等化に関する基準原則 付属文書：同
1993 年 12 月 20 日	決議 48/97	国際障害者デー
1993 年 12 月 20 日	決議 48/99	社会における障害をもつ人びとの完全統合に向けて：世界行動計画の継続
1994 年 12 月 23 日	決議 49/153	社会における障害をもつ人びとの完全統合に向けて：障害をもつ人びとの機会均等化に関する基準原則の実施ならびに、障害者に関する世界行動計画を 2000 年およびそれ以後まで遂行するための長期方略の実施
1995 年 12 月 21 日	決議 50/144	社会における障害をもつ人びとの完全統合に向けて：障害をもつ人びとの機会均等化に関する基準原則の実施ならびに、障害者に関する世界行動計画を 2000 年およびそれ以後まで遂行するための長期方略
1997 年 12 月 12 日	決議 52/82	障害者に関する世界行動計画の実施：21 世紀におけるみんなのための社会を目指して
1999 年 12 月 17 日	決議 54/121	障害者に関する世界行動計画の実施：21 世紀におけるみんなのための社会を目指して
2001 年 12 月 19 日	決議 56/168	障害者の権利と尊厳を促進し保護する包括的統合的国際条約
2002 年 12 月 18 日	決議 57/229	障害者の権利と尊厳を促進し保護する包括的統合的国際条約
2003 年 12 月 22 日	決議 58/132	障害者に関する世界行動計画の実施：21 世紀におけるみんなのための社会を目指して
2003 年 12 月 23 日	決議 58/246	障害者の権利と尊厳を促進し保護する包括的統合的国際条約
2004 年 12 月 20 日	決議 59/198	障害者の権利と尊厳を促進し保護する包括的統合的国際条約
2005 年 12 月 23 日	決議 60/232	障害者の権利と尊厳を促進し保護する包括的統合的国際条約に関する特別委員会
2006 年 12 月 13 日	決議 61/106	障害者の権利条約

注：2001 年までは竹前（2002）と中野（1997）を、2002 年以降は Website UN Enable を参照した。

1971 年の「精神遅滞者の権利に関する宣言 (Declaration on the Rights of Mentally Retarded Persons)」から順にみていきたい。この宣言は、知的障害者の権利について明文化し、ノーマリゼーションの思想を取り入れたものとなっている。知的障害者の生活形態については、以下の通り規定している（第 4 項：上段和文、下段英文¹⁵）。

¹⁵ 和文は、中野による訳（中野 1997）を用いた。英文は、OHCHR のウェブページから引用した。

可能なさいはいつでも、精神遅滞者は家族あるいは里親と共に生活し、さまざまな形の地域生活に参加すべきである。彼が生活を共にする家族は援助を受けるべきである。もしも施設でのケアが必要であるならば、それは可能な限り通常の生活に近い周囲および他の環境で提供されるべきである。

Whenever possible, the mentally retarded person should live with his own family or with foster parents and participate in different forms of community life. The family with which he lives should receive assistance. If care in an institution becomes necessary, it should be provided in surroundings and other circumstances as close as possible to those of normal life.

なお、この宣言は、知的障害者の「他の人びとと同じ権利」について「最大限実行可能な限り」という留保条件が付けられたり、知的障害者の定義がなされていないといった問題をかかえている（中野 1997、竹前 2002）。

1975年には、「障害者の権利に関する宣言（Declaration on the Rights of Disabled Persons）」が国連総会で採択された。この宣言は、「精神遅滞者の権利に関する宣言」（1971年）を下敷きにし、対象を障害者全体に広げ、一歩進めた内容となっている。障害者は「同年齢の市民と同等の基本的権利を有する」とうたわれ、1971年宣言の「保護者をもつ権利」は「可能な限り自立することができるように企図された諸手段を受ける資格」へと修正された。居住に関する部分は次の通りである（第9項¹⁶）。

障害者は、その家族又は里親とともに生活し、また、あらゆる社会的・創造的活動もしくはレクリエーション活動に参加する権利をもっている。いかなる障害者も、彼もしくは彼女の居住に関する限り、彼もしくは彼女の状態のため必要であるか、または、彼もしくは彼女がそれによってなしうる改善に必要である場合以外は、差別的な扱いを受けないものとする。もしも、障害者が専門施設に入ることが不可欠であったとしても、そこでの環境および生活条件は、彼もしくは彼女の年齢の人の通常の生活に可能な限り近づかなければならない。

Disabled persons have the right to live with their families or with foster parents and to participate in all social, creative or recreational activities. No disabled person shall be subjected, as far as his or her residence is concerned, to differential treatment other than that required by his or her condition or by the improvement which he or she may derive therefrom. If the stay of a disabled person in a specialized establishment is indispensable, the environment and living conditions therein shall be as close as possible to those of the normal life of a person of his or her age.

¹⁶ 和文は、中野による訳（中野 1997）を用いた。英文は、OHCHR のウェブページから引用した。

1971年宣言と比較すると、家族との同居や社会参加に関して「すべき」だったものが「権利」となり、障害者の権利性が強まっている。また、施設入所についても「必要(necessary)」から「不可欠(indispensable)」へと、より強い限定がなされており、ノーマライゼーションがより強く意識されていることがうかがえる。ただし、入所期間にまでは言及していない。

その後、1976年から81年にかけて国際障害者年に関する決議が毎年、国連総会において採択されている。この取り組みは、1981年を「完全参加と平等」をテーマとする国際障害者年と定め、加盟各国に国際障害者年のための国内委員会の設置や障害分野における長期行動計画の策定を促したものである。

最初の76年決議(31/123)は、1981年を「完全参加」をテーマとする国際障害者年と定め、実現すべき事項について、労働の機会創出、社会への完全な統合、公共の建造物や輸送機関のアクセス改善、日常生活への参加、経済的・社会的・政治的生活への参加、障害の予防、リハビリテーションなどを例示している。79年決議(34/154)では、テーマが「完全参加と平等」に拡大され、「他の市民と同等の生活状態を享受することに完全参加する」という一節が設けられた。81年決議(36/77)では、世界の障害者数について約5億人(うち4億人は開発途上国)という推計がなされている。

国際障害者年に関する諸決議をみると、完全参加や完全統合、あるいは「他の市民と同等の生活状態」という表現はあるものの、居住や生活形態、施設に関する記述はみられない。

1982年には「障害者に関する世界行動計画」およびその実施に関する決議が採択され、「国連障害者の10年(1983~92年)」も設定された。

「障害者に関する世界行動計画(World Programme of Action concerning Disabled Persons)」は、「I 目的・背景及び概念」、「II 現状」、「III 障害者に関する世界行動計画実施のための行動提案」の3部構成となっている¹⁷。計画の目的は、「障害の予防、リハビリテーションならびに、障害者の社会生活と社会の発展への『完全参加』と『平等』という目標実現のための効果的な対策を推進することにある」(paragraph.1)とされ、予防、リハビリテーション、機会の均等化が柱となっている¹⁸。

¹⁷ 「障害者に関する世界行動計画」の日本語訳は国際障害者年推進会議(1983)、英文はWebsite UN Enableを参照した。

¹⁸ 「障害を予防する」という考え方に関して、「ほとんどの開発途上国では、とくに妊産婦、乳児および幼児の定期健康診断による損傷の早期発見と予防のシステムもまだ確立していない」(para.53)という記述があり、出生前診断をも意図するような文章となっている。

1993年の「障害者の機会均等化に関する基準規則」でも「予防」は引き継がれているが「医療」の1項目となり扱いは小さくなっている。障害者権利条約ではprevent further disabilities(二次障害[障害の重度化]を予防する)という表現のみになっている。

居住問題、すなわち住宅、施設、地域生活に関する部分を抜粋すると次の通りである。

<Ⅰ 目的・背景及び概念>

機会の均等化とは、物理的環境、住宅と交通、社会サービスと保健サービス、教育や労働の機会、スポーツやレクリエーションの施設を含めた文化・社会生活といった社会の全体的な機構を、すべての人が利用できるようにしていくプロセスを意味する。(para.12)

その〔生活の〕基本的諸要素とは、家庭生活、教育、就労、住宅、経済保障ならびに身の安全、社交や政治のグループへの参加、宗教活動、親しい性的関係、公共施設への出入り、移動及び全体的な生活様式の自由などを含むものである。(para.21)

社会は概して、すべての身体的、精神的機能を完全に備えた者のみの要求を満たすようつくりられている。予防への努力にもかかわらず、損傷や能力不全を負った人は常に相当数いるという事実と、社会はそういう人々の完全参加を阻むものを見きわめ、除去すべきであるということ、を認識しなければならない。したがって、可能な限り教育は一般的な学校のシステムの中で、雇用は一般労働市場において行われ、住宅も一般住宅が利用できるようにすべきである。(para.22)

<Ⅱ 現状>

リハビリテーションは従来、施設の中で、多くの場合医療主導の下で、障害者に与えられる治療とサービスのパターンとして考えられていた。それが専門的な医学、社会、教育面のサービスを供給する一方、地域や家族も参加させて、障害者が普通の人々の社会環境の中で損傷による能力不全の困難を克服しようとする努力を支えるよう援助するプログラムに徐々に代わってきている。重度障害者でさえも、彼らを支える必要なサービスが与えられたならば、かなりの程度自立した生活ができるということが次第に認識されてきている。施設でのケアを必要とする人の数は、以前に推計されていたよりもはるかに少なく、彼らは本質的な意味で自立した生活を送ることさえ大いに可能なのである。(para.57)

多くの国々で、完全参加への障壁を除去もしくは減らすための重要な処置がとられた。(中略)施設からコミュニティに根ざした生活へという動きがある。(para.61)

障害をもつ人の多くは、地域社会の通常の社会生活から閉め出されているばかりでなく、施設に閉じこめられているのが事実である。過去のハンセン病患者のコロニーはほとんどなくなり、巨大施設もかつてほど多くはなくなったが、いまだあまりに多くの人々が正当な理由もなく施設に収容されている。(para.75)

<Ⅲ 障害者に関する世界行動計画実施のための行動提案>

必要なことは、障害者をその家族やコミュニティから分離してはならないことであ

る。(para.106)

精神障害者のための保健および社会的サービスは、多くの国々において特になおざりにされている。精神病患者の精神医学的ケアを補完するために、患者と、時として特別な負担を負っている家族に対して、社会的援助とガイダンスを行わなくてはならない。このような援助が行われているところでは、施設への入所期間を短縮し、再入所の確率を小さくすることが可能である。知的障害者がその上さらに精神病の問題にも苦しんでいる場合、ヘルスケアの職員が、知的障害に関連した別個のニーズを認識するような対策を確実に講ずることが必要である。(para.107)

加盟各国は、すべての新しい公共建築物および施設、公共住宅および公共輸送機関が障害者の利用できるものにするための政策を採用することが望まれる。さらに現存する公共建築物や施設、住宅、輸送機関についてもできる限り、とくに改修が行われる場合には障害者の利用できるものにする方策をとらなければならない。(para.114)

加盟各国は、障害者ができる限り自立して生活できるような支援サービスをすすめていくべきである。そうする中で、現在いくつかの国々で行われているように、障害者が自らのためのサービスを自らの手で開発し管理していく機会をもてるようにしていくべきである。(para.115)

加盟各国は、障害者が他の市民と同様のレクリエーション活動の機会をもてるよう保障しなくてはならない。それには、レストラン、映画、劇場、図書館など、ならびに行楽地、体育館、ホテル、海岸、その他のレクリエーションのための場所を使用することが含まれる。(para.134)

加盟各国は、障害者自らのためばかりでなくコミュニティを豊かにするために、彼らの創造的、芸術的、知的能力を十分に活かせる機会をもてるよう保障しなければならない。(para.135)

「障害者に関する世界行動計画」では、国連の主要な文書で初めて、障害者の施設収容に対する批判が述べられたものの、具体的な行動提案ではトーンダウンしている印象を受けた。すなわち、現状分析では「いまだあまりに多くの人々が正当な理由もなく施設に収容されている」(para.75)と厳しい批判がなされているが、行動提案では精神障害者の入所期間短縮等にとどまり、施設入所者全体の地域生活移行にまでは、踏み込めていない。また、入所施設の縮小・解体に関する記述もみられない。選択の自由に関しては「移動及び全体的な生活様式の自由(freedom of movement and the general style of daily living)」という表現があり、「全体的な生活様式」に居住形態も含まれると解釈されるが、明示的には示されていない。その上で、「過去のハンセン病患者のコロニーはほとんどなくなり」などの記述からは、当時の世界と日本の状況の格差がうかがえるものとなっている。

1980年代後半には、障害者に対する差別撤廃条約の起草が勧告され、条約草稿お

よび条約草案が提出されたものの採択には至らず、代わりに「基準規則」が策定されることとなった。「障害者の機会均等化に関する基準規則 (Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities) ¹⁹」は 1993 年に総会で採択された。この「基準規則」は、国連障害者の 10 年で得られた経験に基づき、障害者のリハビリテーションや支援サービス、アクセスビリティ、教育、就労などに関する詳細なガイドラインとなっている。「基準規則」は、序文、前文、①平等な参加への前提条件、②平等な参加への目標分野、③実施施策、④モニタリング機構から成り立っている。障害者の居住問題に関わる部分を抜粋すると以下の通りである。(下線筆者)

<序文>

機会均等化が意味するのは、社会の仕組みと、サービスや活動、情報、文書といった環境を、全員に、特に障害をもつ人に利用できるようにする過程である。(para.24)

平等な権利の原則とは、各個人全員のニーズは等しく重要であり、そのニーズが社会の設計の基礎とされなければならない、全ての個人に参加への平等な機会を保障するように全資源は利用されなければならないことである。(para.25)

障害をもつ人は社会の一員であり、各自の地域社会に留まる権利をもち、教育、保健、就労、社会サービスの通常の体系内で必要な支援を受けなければならない。(para.26)

<Ⅰ. 平等な参加への前提条件>

すべてのリハビリテーション・サービスは障害をもつ人が住む地元の地域で利用すべきである。しかし、特定の訓練の目的を達成するために、必要な場合には、時間を限定した特別なりハビリテーションコースが宿泊施設形式で行われる場合もありえる。(規則 3-5)

<Ⅱ. 平等な参加への目標分野>

政府は物理的環境面での参加への障壁を取り除く方策を開始すべきである。方策は基準と指針を策定するものであるべきであり、例えば住宅、建造物、公共輸送サービスや他の輸送手段、街と他の屋外の環境に関する社会の様々な分野へのアクセシビリティを保障する法律の施行を考慮すべきである。(規則 5-(a)-1)

政府は障害をもつ人の家庭生活への完全参加を推進すべきである。政府は障害をもつ人の人間としての尊厳への権利を推進し、性的関係、結婚、親となることに関して、障害をもつ人を法律が差別しないことを保障すべきである。(規則 9-前文)

政府は障害をもつ人が平等な立場で文化活動に統合され、参加できることを保障すべきである。(規則 10-前文)

¹⁹ 和文・英文ともに日本障害者協議会 (1995) を参照した。翻訳者は長瀬修氏である。

政府は障害をもつ人がレクリエーションとスポーツへの平等な機会をもつことを保障するための方策をとる。（規則 11-前文）

「障害者の機会均等化に関する基準規則」（以下、基準規則）では、障害者が地域で生活する権利が明確化され、脱施設化に関して一定の前進が見られる。リハビリテーションについて、地域での利用が原則とされ、特別な場合にのみ時間を限定した形で入所（宿泊）を認めるルールとなっている（規則 3-5）。ただし、「障害者に関する世界行動計画」（以下、世界行動計画）同様、施設入所者の地域生活移行に関する直接的な言及はなく、居住に関する選択権（居住の自由）にもふれていない。このほか、「基準規則」では、情報保障や性的な権利保障が新たに盛り込まれている。

その後、2001 年の総会では「障害者の権利と尊厳を促進し保護する包括的統合的国际条約」の決議が採択され、特別委員会の設置が決定した。特別委員会および作業部会を中心に条約づくりが進められ、2004 年には「作業部会草案」、2005 年には「特別委員会議長草案」が発表され、2006 年 12 月の総会で「障害者の権利条約」は採択されている。その後、批准国が 20 カ国を超え、2008 年 5 月に同条約は発効した。

「障害者の権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）²⁰」は、障害者を慈善や医療、社会的保護の「客体」としてではなく、決定を行う権利「主体」としてとらえ（UN Enable）、障害のある人の権利および差別禁止について定めたものである。

「障害者の権利条約」において、障害者の居住問題（住宅、施設、地域生活）に関する部分は以下の通りである。

第 5 条 平等及び非差別〔無差別〕

- 1 締約国は、すべての者が、法律の前及び下において平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等な保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な法的保護を障害のある人に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し及び差別を撤廃するため、合理的配慮が行われることを確保するためのすべての適切な措置をとる。

第 9 条 アクセシビリティ

- 1 締約国は、障害のある人が自立して生活すること及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にするため、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信技術〔情報通信機器〕及び情報通信システムを含む。）、並びに公衆に開かれ又は提供される他の施設〔設備〕及びサービスにアクセスすることを確保するための適切な措置をとる。このような

²⁰ 日本語訳は「川島聡＝長瀬修飯訳（2008 年 5 月 30 日付）」（長瀬・東・川島 2008）、英語正文は Website UN Enable を参照した。

措置は、アクセシビリティにとっての妨害物及び障壁を明らかにし及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内外の施設〔設備〕（学校、住居、医療施設〔医療設備〕及び職場を含む）。

第 18 条 移動の自由及び国籍

1 締約国は、障害のある人に対し、他の者との平等を基礎として、移動の自由、居所を選択する自由及び国籍についての権利を認めるものとし、特に次のことを確保する。

第 19 条 自立した生活〔生活の自律〕及び地域社会へのインクルージョン

この条約の締約国は、障害のあるすべての人に対し、他の者と平等の選択の自由をもって地域社会で生活する平等の権利を認める。締約国は、障害のある人によるこの権利の完全な享有並びに地域社会への障害のある人の完全なインクルージョン及び参加を容易にするための効果的かつ適切な措置をとるものとし、特に次のことを確保する。

- (a) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと。
- (b) 障害のある人が、地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（パーソナル・アシスタンスを含む。）にアクセスすること。
- (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設〔設備〕が、障害のある人にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害のある人の必要〔ニーズ〕に応ずること。

第 22 条 プライバシーの尊重

1 障害のあるいかなる人も、居住地又は生活様式のいかなることを問わず、そのプライバシー、家族、家庭又は通信その他の形態のコミュニケーションを恣意的に若しくは不法に干渉され、又は名誉及び信用を不法に攻撃されることはない。障害のある人は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第 28 条 適切〔十分〕な生活水準及び社会保護

1 締約国は、自己及びその家族の適切〔十分〕な生活水準（適切〔十分〕な食料、衣類及び住居を含む。）についての並びに生活条件の不断の改善についての障害のある人の権利を認めるものとし、この権利を障害に基づく差別なしに実現することを保障し及び促進するための適切な措置をとる。

「障害者の権利条約」は、これまでの宣言や規則、意見等の条約化に成功しただけではなく、障害当事者の居住に関する選択権を明記したという意味でも画期的なものとなっている。第 19 条において、地域で生活する権利に「他の者と平等の選択

の自由をもって」という節が加えられ、(a)においては「居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有する」ことと、「特定の生活様式で生活するよう義務づけられない」ことが明記された。また、同条(b)において地域生活に必要な在宅サービス、居住サービスへのアクセス権の確保も盛り込まれている。

4. 国連の居住政策

国連の居住政策は、「ハビタット」を中心に進められてきた。1976年に国連人間居住会議（ハビタット）が開催され、翌年には国連総会にて国連人間居住センター（ハビタット）の設置が決議された。1978年に第1回国連人間居住委員会が開催され、以後1989年までは毎年、その後は1年おきに委員会が開催されている。2002年には、国連人間居住委員会と国連人間居住センターが統合し、「国連人間居住計画」（国連ハビタット）に改組された。

ここでは、第2回国連人間居住会議（ハビタットⅡ、1996年）において採択された「居住問題解決のための世界行動計画」²¹をとりあげたい。「ハビタット・アジェンダ」の2大テーマは（1）全ての人に適切な住居を、（2）都市化する世界における持続可能な人間居住の開発である。第1の課題に関して「我々の目的は（中略）すべての人々、特に都市及び農村の恵まれない（ママ）貧しい人々のための適当な住居を実現することである」（para.3）と述べている。障害者の居住に関する主な言及部分は以下の通りである。

第1章 序文

16. 障害に遇うことは普通の生活の一部である。障害者は多くの場合、社会的・経済的障壁、態度や物理的障壁及び差別のために、意思決定を含む人間居住の開発・管理に十分に平等に参加する機会を必ずしも常に与えられているとは言えない。そのような障壁を取り除き、障害者のニーズや不安を住宅や持続可能な人間居住に関する計画及び政策に十分に取り入れ、すべての人々のためのアクセスを作り出すようにすべきである。

第4章 世界行動計画：実行戦略

97. 弱い立場のグループに属する人々の住宅のニーズを満たすために、地方自治体を含む適当なレベルの政府は、全ての関係者と適宜協力し、以下の措置を講ずるべきである。

(b) 民間部門、非営利部門、コミュニティー組織及びその他の関係者と協力し、弱い立場のグループに属する人々に適当な住居を提供し、障害者や高齢者の独立した生活を妨げるすべての物理的制約を除去するよう特に努力すること。

²¹ 日本語訳は、国土庁長官官房参事官室（1998）を参照した。

(c) 適当な場合、弱い立場のグループに属する人々に対し、特別な生活施設や避難所を提供すること。例えば、暴力を受ける女性のための避難所、精神または身体障害者のための共同生活制度等である。

121. 障害に敏感な人間居住計画・管理を促進するために、地方自治体を含む適当なレベルの政府は、以下の措置を講ずるべきである。

(a) 人間居住に関するすべての計画、開発、決定において、障害者（慢性疾患をもつ人々を含む）の特別なニーズを考慮に入れた条例、基準及び規範を採択し、計画ガイドラインを定めること。

(b) 障害者がすべての新しい公共建造物・施設、公営住宅、公共交通機関を充分に利用できるようにする法律及び政策を採択するよう奨励し、また実行可能な場合には、特に改造などにより、既存の公共建造物・施設、住宅、公共交通機関を利用できるようにすること。

(g) 障害者が自分たちの住宅やコミュニティの必要条件について専門知識を提供できること、彼らが自分たちに適した住宅について意思決定者になるべきであること、またそのような住宅の設計者及び実行者に彼らを含めるべきであることを認識すること。

(j) コミュニティー・ベースの環境の中で障害者に住宅を提供できるようにする政策及びガイドラインを策定し、そのためのサービスを提供すること。

社会権規約での居住権の議論と比べれば、障害分野に関しても充実したものとなっている。例えば、パラグラフ 121. (g) の意思決定過程における当事者参加の内容は先進的である²²。ただし、社会権規約委員会の一般的意見同様、施設入所の問題にはふれていない。

5. おわりに

これまでの見解をふまえて、論点整理を試みたい。まず、国際人権規約関連でいえば、自由権規約 12 条と社会権規約 11 条 1 が焦点となった。自由権規約 12 条では「居住の自由」もあがっているが、議論の中心は「移動の自由」であり、国境を越えた移動が問題となっている。国内問題としては、女性の権利（一般的意見 27, para.6）や住居変更許可申請による移動・居住の制限（para.17）が挙げられているが、障害者には言及していない。

これに対して、社会権規約（11 条 1）をめぐる議論では、一般的意見第 4 および第 5 において障害者の十分な（適切な）住居へのアクセス権の問題をとりあげてい

²² この点に関して「障害者の機会均等化に関する基準規則」では、「政府は、障害をもつ人に関係する（中略）計画の決定には障害をもつ人の組織を関与させるべきである」（規則 14-2）としている。

る。ただし、居住権をめぐる人権問題の中心はホームレスなどの貧困者の住環境の改善や強制立ち退きにあり、障害者の入所施設の問題にまでは言及できていない。この点は、居住政策でも同様であった。とはいえ、居住の質（適切な居住）に関する議論は興味深く、アクセス可能性、立地条件からは入所施設の「隔離」の部分が問われ、十分なプライバシーからは「（職員による）管理」や相部屋の問題が指摘できるものとなっている。

国連の各種の人権政策をレビューする中で、結局、障害者の（長期に渡る）施設入所という問題は、障害者政策の中でしか扱われてこなかったという傾向が示唆された。一般の「居住の自由」あるいは「居住権」の議論からは抜け落ちてしまっているという言い方もできよう。

ここで、改めて居住権と入所施設の関係について考察してみたい。まず、居住権は、国際法上、「安全で、平和に、そして尊厳をもってある場所にすむ権利」と定義されている（社会権規約委員会の一般的意見第4, para.7）。さらに、居住権は、住居へのアクセス、継続的な居住の保障、居住の質的保障の3つの側面に分けて把握できるといわれている（阿部2006:69）。

そうすると、「（長期に渡る）施設入所」は、即、居住権の侵害とはいいがたいことに気づく。つまり、居住権のうち、どの部分を重視するかによって、結果が異なるであろう。継続的な居住の保障や、安全、健康といった部分に着目すれば、一般にそれらは満たされており「施設入所者の生活は、居住権が侵害されているとはいえない」という結論になるのではないだろうか。居住権の観点からみれば、施設入所が権利侵害といえるのか、判断が分かれそうである。

他方、居住選択の自由（選択権）の観点からみると、入所者（特に精神病院の入院者）の選択権あるいは移住権は著しく侵害されているといえるのではなからうか。この検討結果からは、社会権よりも、むしろ自由権あるいは平等権の問題という言い方ができるかもしれない。

もう一度、入所施設の問題に立ち返って考えると、「隔離」は地域で生活する権利の侵害、「管理」はプライバシー権の侵害と考えることもできる。このあたりの議論は、日本国憲法でいえば、第13条の個人の尊重や幸福追求権とリンクしそうである。

今回の分析をふまえて、今後は、施設入所（施設収容）の問題点を整理し、施設入所とさまざまな権利、あるいは「障害に基づく差別」との関係について検討を加えたいと考えている。

<文 献>

- 阿部浩己（1996）「自由権規約第12条〔移動の自由〕」宮崎繁樹編著『解説・国際人権規約』日本評論社
- 阿部浩己（2006）「第3章 人間の権利としての『居住権』——国際法の視座」早川和男ほか編『居住福祉学の構築』信山社
- 上柳敏郎（1996）「社会権規約第11条〔十分な生活水準、衣食住、生活条件向上の権

- 利]] 宮崎繁樹編著『解説・国際人権規約』日本評論社
- 大本圭野 (2002) 「第2編第2章 居住政策と障害をもつ人」竹前栄治・障害者政策研究会編『障害者政策の国際比較』明石書店
- 大本圭野 (2006) 『(居住福祉ブックレット4) 日本の居住政策と障害をもつ人』東信堂
- 外務省「国際人権規約」
<http://www.mofa.go.jp/Mofaj/Gaiko/kiyaku/index.html>, 2009.2.28
- 外務省「国連人間居住計画 (UN-HABITAT)」
http://www.mofa-irc.go.jp/link/kikan_info/un-habitat.htm
- 外務省「世界人権宣言 (仮訳文)」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/index.html>, 2009.2.26
- 川島聡・東俊裕 (2008) 「第1章 障害者の権利条約の成立」長瀬修・東俊裕・川島聡編『障害者の権利条約と日本——概要と展望』生活書院
- 国際障害者年推進会議 (1983) 『国際障害者年国連・海外関係資料集』全国社会福祉協議会
- 国際連合人間居住計画ウェブサイト <http://www.fukuoka.unhabitat.org/>
- 国土庁長官官房参事官室 (1998) 『居住問題に取り組むハビタット』大蔵省印刷局
- 申恵丰 (1996) 『『経済的, 社会的及び文化的権利に関する委員会』の一般的意見』『青山法学論集』38-1, 83-123
- 竹前栄治 (2002) 「第1編第1章 国際連合の障害者政策」竹前栄治・障害者政策研究会編『障害者政策の国際比較』明石書店
- 内閣府 (2008) 「障害者白書 平成20年版」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h20hakusho/zenbun/index.html>, 2009.3.2
- 長瀬修・東俊裕・川島聡編 (2008) 『障害者の権利条約と日本——概要と展望』生活書院
- 長野県社会福祉事業団 (2008) 『日本財団2007年度助成事業 長野県西駒郷の地域移行評価・検証に関する研究事業報告書』長野県社会福祉事業団
- 中野善達 (1997) 『国際連合と障害者問題——重要関連決議・文書集』エンパワメント研究所
- 日本障害者協議会 (1995) 『障害者の機会均等化に関する基準規則』日本障害者協議会
- 日本障害フォーラムほか (2008) 『みんなちがってみんな一緒! 障害者権利条約』日本障害フォーラム
- 日本弁護士連合会「自由権規約委員会による一般的意見一覧」
http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/liberty_general-comment.html#16, 2009.3.4
- 東俊裕 (2008) 「第2章 障害に基づく差別の禁止」長瀬修・東俊裕・川島聡編『障害者の権利条約と日本——概要と展望』生活書院
- 宮崎繁樹編著 (1996) 『解説・国際人権規約』日本評論社

- 渡辺玲子「社会権規約委員会 一般的意見集」(「居住の権利」ホームページ)
<http://www.portnet.ne.jp/~vivo/GC/GCmokuji.html>, 2009.3.2
- OHCHR「Declaration on the Rights of Disabled Persons」
<http://www.unhchr.ch/html/menu3/b/72.htm>, 2009.3.1
- OHCHR「Declaration on the Rights of Mentally Retarded Persons」
http://www.unhchr.ch/html/menu3/b/m_mental.htm, 2009.3.1
- OHCHR「International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights」
http://www.unhchr.ch/html/menu3/b/a_ceschr.htm, 2009.2.26
- OHCHR「The right to adequate housing (Art.11 (1)):13/12/91. CESCR General comment 4. (General Comments)」
<http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/MasterFrameView/469f4d91a9378221c12563ed0053547e?OpenDocument>, 2009.3.4
- OHCHR「Persons with disabilities :09/12/94. CESCR General comment 5. (General Comments)」
<http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/184758d9fed7a2b1c12565a9004dc312/4b0c449a9ab4ff72c12563ed0054f17d?OpenDocument>, 2009.3.4
- UN「A/RES/2200(XXI) 経済、社会、文化権利国際盟約、公民及政治権利国際盟約、与公民及政治権利国際盟約任择议定书」
<http://daccessdds.un.org/doc/RESOLUTION/GEN/NR0/783/02/IMG/NR078302.pdf?OpenElement>, 2009.3.2
- UN Enable「Convention on the Rights of Persons with Disabilities」
<http://www.un.org/disabilities/default.asp?id=259>, 2009.3.4
- UN Enable「General Assembly」
<http://www.un.org/disabilities/default.asp?id=36>, 2009.2.28
- UN Enable「World Programme of Action Concerning Disabled Persons」
<http://www.un.org/disabilities/default.asp?id=23#objectives>, 2009.3.4

精神障害者と自立／自律支援

～精神障害の「社会モデル」の観点から～

永井 順子

1. はじめに

精神障害者については、刑法 39 条の責任無能力の規定の影響もあり、そもそも自立／自律のできない存在であると考えられる傾向があった。障害者基本法、障害者自立支援法の成立により、他障害と同様に、支援があれば自立の可能な存在として精神障害者が位置づけされたことは、精神障害者の福祉にとって大きな前進である。他方で、この内実、および、国内のその他の法律による精神障害者のカテゴライズがこの位置づけと整合性を有するか否かは検討を要する。

また、2006 年 12 月に国連で採択された障害者の権利条約は、合理的配慮の欠如を差別として禁止し、障害の「個人＝医学モデル」から「社会モデル」へのパラダイムシフトを示している¹。すでに国内外の自立生活運動は「社会モデル」を採用してきたが、権利条約によって、障害の「社会モデル」に立った自立支援が今後の施策の方向性として改めて示されたとも言えよう。障害の「社会モデル」の内実については、論者によって差異があるものの、障害とは、個人の内部にある欠損や損傷のことではなく、社会の側において一定の人たちを無力化する（できなくさせる）ものであるという点は一致をみている。ただし、「社会モデル」に関しては、身体障害については適合的であるが、知的障害や精神障害についての適合性は検討の余地があるとの指摘もある²。

以上のような状況下、本稿では、第一に、精神障害の「社会モデル」の理論的整理を行ない、精神障害の「医学モデル」、「法的モデル」との差異を明確化する。第二に、精神障害者の当事者団体として障害者の権利条約の策定過程にも参加した世界精神医療ユーザー・サバイバーネットワーク（WNUSP）が、障害者権利条約の最大の成果を第 12 条の「法律の前における平等な承認」と捉えていることに鑑みながら、「社会モデル」と第 12 条が、とりわけ精神障害という文脈でどのように接続しているのかを確認しつつ、WNUSP が支持する「支援された意思決定」のパラダイムを検討したい。これは、精神障害の「社会モデル」の理論的整理と密接に関わることでもあるが、同時に、精神障害のある人が合理的配慮や自立支援として望むものを知るにあたり有益であると思われる。

第三に本稿では、第一、第二の作業をふまえて、日本国内の既存の精神保健福祉関連法が、障害者の権利条約成立後の自立支援パラダイムと整合的であるのかどうかを検討していきたい。そこで、障害者自立支援法、精神保健福祉法を精神障害の「社会モデル」の観点から検討する。